九都県市における避難所等の位置情報に関する

オープンデータ化ガイドライン

平成２６年３月

九都県市首脳会議首都圏連合協議会

ビッグデータ・オープンデータを活用した

まちづくり検討会

目　次

はじめに

１　データ項目

　　　２　データ形式

３　公開方法・手段

４　ライセンスの取り扱い

５　ガイドラインの性格等

はじめに

行政機関の保有する情報を二次利用可能な形式で公開することにより、民間等にデータ活用を促す取組であるオープンデータ化は、行政の透明性・信頼性の向上はもとより、住民参加・官民協働の推進や、経済活性化にも寄与するものと見込まれており、国や一部の自治体において、活用に向けた取組が開始されたところである。

九都県市は、首都圏域として、各都県市の範囲を超えた一つの地域社会を形成していることから、オープンデータを活用した新サービス等が創出されることによる、住民サービス向上等の効果がより顕著であると考えられる。

そこで、九都県市では、オープンデータが活用され、住民生活や企業活動の利便性の向上につながる社会を目指し、試行的に「避難所等の位置情報」を対象とした、オープンデータ化ガイドラインを策定するものである。

１　データ項目

（１）必須項目

　　　公開対象のデータに記載する必須項目は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 説明 | 備考 |
| 種別 | 指定緊急避難場所・指定避難所・収容避難所・広域避難場所・一時避難場所等の種別を記載 | 各都県市が定義している種別を記載する。 |
| 避難所等の定義 | 上記種別に係る利用用途等の定義を記載 | 簡潔に記載する。 |
| 施設等の名称 | 対象となる施設・場所等の正式名称を記載 | 地図に表示される施設等の名称を記載する。 |
| 住所 | 対象となる施設・場所等の所在地を記載 | 都道府県名から番地まで区切りなく記載する。丁目以下は半角数字で記載し、ハイフンで接続する。 |
| 緯度 | 対象となる施設・場所等の緯度を記載 | 半角数字で記載する。小数点以下６桁以上の記載を原則とする。 |
| 経度 | 対象となる施設・場所等の経度を記載 |

（２）任意項目

　　　　その他の項目（方書、郵便番号及び備蓄品の状況等）については、各都県市の判断で任意に追加できるものとするが、追加する場合の項目名については、共通語彙基盤等、国で行われている検討内容に準拠するものとする。

（３）留意事項

　　　必須項目・任意項目の記載に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

　　　ア　必須項目

　　　　　　緯度及び経度については、「世界測地系1984（WGS84）」に準拠することとする。

その他、避難所の定義、施設等の名称、住所における文字数制限は設けないこととする。

　　　イ　任意項目

　　　　　任意項目に記載する際の単位、桁数等については、共通語彙基盤等、国で行われている検討内容に準拠することとする。

２　ファイル形式

　　機械判読に適した形式とし、以下の３形式を原則とする。

（１）ＣＳＶ形式

　（２）ＸＭＬ形式

　（３）ＲＤＦ形式

３　公開方法

　（１）本ガイドラインに基づいてデータを公開しようとする場合は、各都県市の管理するウェブサイト上で公開する。

（２）ウェブサイト上での具体的な公開場所や、データ公開の周知方法等については、各都県市に一任する。

（３）本ガイドラインに基づいてデータを公開する都県市は、公開ページに他の都県市の公開ページへのＵＲＬリンクを表示するなど、利用者の利便性に配慮する。

（４）本ガイドラインに基づいてデータを追加、又は更新した際には、当該データの時点及び更新日を公開ページに記載する。

４　ライセンスの取り扱い

本ガイドラインに基づいて公開するデータは、原則として自由な二次利用を認めることとし、当該データの公開ページにその旨を記載する。以下、その方法について参考に例示する。

（１）文章で記載する場合

　【記載例】

　　本データの著作権は（都県市名）※に帰属しますが、二次的著作物に「データのタイトル」、「著作権者名」、「ウェブサイト名」を表示することで、営利・非営利目的を問わず、自由に改変・加工・複製して利用できます。

　（２）クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する場合

　　【記載例】

本データは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示

（バージョン名）※（国名）※の下で公開されています。



　　※括弧書きは、それぞれ括弧書き内に指定している情報を記載する。

５　ガイドラインの性格等

（１）本ガイドラインは、任意的な性格とし、達成期限は設定しないものとする。しかしながら、本ガイドラインを策定する意義等に鑑み、可能な限り本ガイドラインに沿った公開に努めるものとする。

（２）本ガイドラインの対象とする情報が、基本的に市区町村の事務に属する情報であることから、公開する場合には、広域自治体である都県においては、データ保有元の市区町村と調整・収集し、その了解を得られたものを公開するものとする。